

# 第16回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 9月27日(金) 午後 3時58分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 9月27日(金) 午後 3時00分

2. 閉会時間 令和 6年 9月27日(金) 午後 3時34分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 17名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	6番 林田 靖仁	7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎	10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	16番 太田 武春	17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	

5. 欠席委員者の数 2名

5番 水本 正一郎 15番 林田 了星

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 13名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	杉谷 杉永 芳一
三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成	三会 福島 真一
三会 北田 和広	三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明
高野 林 耕平	高野 竹田 静男	池田 伊達 博明
久原 森崎 誠一		

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について  
報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて  
第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第5号議案 非農地証明願いについて  
第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について  
第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第16回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 水本 正一郎 委員、15番 林田 了星 委員は、所要のため欠席と連絡が  
あっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達して  
おりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の  
規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を  
指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告  
します。  
以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 4筆 3, 248平方メートルの届けが  
ありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、4件 18筆 12, 856平方  
メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番を上程  
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番について  
説明します。

この証明は、農地を取得するには農地法の規定（農地法第3条）が適用  
されるため、長崎県が公売を実施する際に、事前に入札者が農地法に規定  
する農地取得可能者か確認するために、入札

時に提出しなければいけない書類となるものです。

買受適格証明の許可基準につきましては、農地法第3条第1項の規定に準じて審査し、適当であるとされたものに、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書は農地法に規定する許可ではありませんので、落札者は改めて、農地法の規定による許可申請をすることになります。

今回の申請者は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、田 1筆22平方メートルを公売申込するための証明願いです。

現在の耕作面積は1,525.34平方メートルで、農機具は、トラクター1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、別添③（第1号議案）の2ページの「公売条件等」中の「2 この公売財産は第三者が占有し、耕作中です。」と記載されている、農地の所有者であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いの1番について報告します。

今回の公売農地は、願出人所有の農地と一体になっているため、願出人が取得することが妥当だと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は買受適格証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「意義なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いの1番について 買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いの2番及び3番は関連があり

ますので、一括して上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の2番及び3番について説明します。  
2番及び3番は、同一の公売物件についての証明願であります。

2番及び3番の申請者は、議案集4ページ、2番及び3番に記載のとおりで、畑及び田  
2筆 435平方メートルを公売申込するための証明願です。

まず、2番の申請者は現在農地は所有していませんので、新規就農申請・計画書の提出が必要となりますが、総会での報告は落札後に改めて、3条許可申請書提出時に報告することとなります。

2番の申請者は、以前は農地を借りて家庭菜園を行っていたとのこと。取得後は、自家野菜を栽培予定で、農機具は、トラクター1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の申請者の現在の耕作面積は5,180平方メートルで、市外所有農地(4,902㎡)について、令和4年6月に取得していると伺っています。

農機具は、トラクター1台、管理機1台、トラック1台を所有しておりすべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の2番について報告します。  
願出人は現在農地を所有していませんが、自家消費用の野菜を栽培したいと伺っております。

玉葱、白菜、キャベツを作付け予定で、管理機を所有しているということで問題なしとみております。

次に、第1号議案農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の3番について報告します。  
願出人は2年3ヶ月の農作業暦があります。

島原ではさつま芋を作付けし、太良町ではみかんを作付け予定と伺っております。

妻と共に耕作しており、自宅から10キロメートルということで問題なしとみております。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の2番は買受適格証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の2番について 買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案の3番は買受適格証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の3番について、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 14筆 9,848平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,473平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、キャリー 1台、管理機 1台、リフト1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

今回の所有権移転申請は、同一経営体(親子)の贈与による所有権移転申請のため、現地確認は行っておりません。

議長

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地182平方メートルに、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……、……の一角にあり、北側、東側は宅地、南側、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっております。問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地 8, 222平方メートルを譲り受け、埋却用地として確保したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、家畜の所有者が伝染病の発生に備えて事前に埋却地として確保する土地は農業用施設に該当するものとして、農地法第5条第1項の許可の対象となるため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで申請地357平方メートルを譲り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで、申請地331平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路及び里道、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

盛土造成し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の

3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで申請地301平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は溜枿の設置及び自然流下、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、平成年月日不詳頃から、雑種地（駐車場）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は雑種地、南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、平成25年5月10日頃から山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は里道、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから20ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 6件 14筆 12, 592.00平方メートル、耕作権の再設定 58件 123筆

202,801.81平方メートルです。  
合計で64件 137筆 215,393.81平方メートルです。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

…… 番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第6号議案は、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたしましたので、…… 委員に報告します。

次に、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 番 …… 也 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の21ページから27ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、134筆、212,099.81平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき

農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから5ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、48名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長

第7号議案は、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたしましたので、…… 委員に報告します。

議長

以上で、第16回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第16回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 3時34分